

**定期巡回・随時対応
サービス
単位数早見表
2021年4月版**



単位数 (連携型)

サービスコード		介護度	支給限度額	月額 包括報酬	日割り	通所利用 減算	残単位数	※ 訪問 看護
種目	項目							
76	2111	要介護 1	16,765	5,697	187	62	11,068	2,954
76	2121	要介護 2	19,705	10,168	334	111	9,537	2,954
76	2131	要介護 3	27,048	16,883	555	184	10,165	2,954
76	2141	要介護 4	30,938	21,357	703	233	9,581	2,954
76	2151	要介護 5	36,217	25,829	850	281	10,388	3,754

※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%

① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する
単位数が増える

単位数（一体型・訪看なし）

サービスコード		介護度	支給限度額	月額 包括報酬	日割り	通所利用 減算	残単位数
種目	項目						
76	1111	要介護 1	16,765	5,697	187	62	11,068
76	1121	要介護 2	19,705	10,168	334	111	9,537
76	1131	要介護 3	27,048	16,883	555	184	10,165
76	1141	要介護 4	30,938	21,357	703	233	9,581
76	1151	要介護 5	36,217	25,829	850	281	10,388

① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する
単位数が増える

単位数（一体型・訪看あり）

サービスコード		介護度	支給限度額	※月額 包括報酬	日割り	通所利用 減算	残単位数
種目	項目						
76	1211	要介護1	16,765	8,312	273	91	8,453
76	1221	要介護2	19,705	12,985	427	141	6,720
76	1231	要介護3	27,048	19,821	652	216	7,227
76	1241	要介護4	30,938	24,434	804	266	6,504
76	1251	要介護5	36,217	29,601	974	322	6,616

※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%

① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する
単位数が増える

サービス利用計画の書き方 月額包括報酬と日割りの違い

保険者番号	1 3 1 0 4 5	保険者名	東京都 新宿区	居宅介護事業者 事業社名担当者名	自己作成	作成年月日		
被保険者番号	0 0 0	フリガナ		保険者確認印	東京都新宿区長 印	届出年月日		
生年月日	昭和2年1月1日	性別	男	区分支給限度基準額	16,692 単位/月	限度額適用期間	平成 年 月から	前月までの短期 入所利用日数
		要介護状態区分 変更後要介護 状態変更区分	要介護1				平成 年 月まで	0 日

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	日付	月間サービス計画及び実績の記録																												合計 回数		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		29	30
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時 対応Ⅱ1	〇〇事業所	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			予定	1																														
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時 対応Ⅱ1日割	〇〇事業所	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- ①0:00~23:59とすれば提供時間帯ごとに行を増やす必要はない
- ②包括報酬の場合、いずれか1日に1を立てればよい

サービス利用計画の書き方 通所・短期入所利用時

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数	
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
			曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		木
	併工短期生活 I 1	ショートステイ■■■	予定														1	1	1	1														4	
	実績																																		4
9:30 ~ 16:30	地域通所介護41	通所介護○○	予定	1						1														1							1			4	
	実績																																		4
	通所利用減算11	エイブリス新宿	予定	1						1														1							1			4	
	実績																																		4
10:00 ~ 16:00	通所リハ I 271	△△デイケアセンター	予定				1						1														1							3	
	実績																																		3
	通所利用減算11	エイブリス新宿	予定				1						1														1								3
	実績																																		3
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時対応 II 1日割	エイブリス新宿	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
	実績																																		28
0:00 ~ 23:59	定期巡回総合マネ ジメント強化加算	エイブリス新宿	予定	1																														1	
	実績																																		1
0:00 ~ 23:59	定期巡回サービス 提供強化加算 I 1	エイブリス新宿	予定	1																														1	
	実績																																		1

① 通所利用時 利用日は定期巡回の報酬を減算する

→ 通所利用日に「通所利用減算」に1を立てる

② 短期入所利用時 入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

→ 日割りで算定。(上記の例) 短期入所を2泊3日で利用した場合、3日目の退所日は定期巡回でも算定可能

※連携先訪問看護事業所は、退所日の算定は不可

限度額内のプランイメージ

定期巡回 (看護なし)



通所サービス



週2回位



福祉用具



定期巡回 (看護あり)



通所サービス



週1回位



福祉用具



日割り請求になるケース

定期巡回・随時対応サービス事業所

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

定期巡回・随時対応サービス事業所は、短期入所の退所日から算定可能。

連携先訪問看護事業所

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

連携先訪問看護事業所は、短期入所の退所日の翌日から算定可能。

入院時の取扱い

＜参考＞事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.4) (令和3年3月29日)

●報酬の取扱い

問15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用者が1月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、サービスを利用できるような状況にないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の算定はできないが、入院している月は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は一切算定できないのか。それとも、入院中以外の期間について日割り計算により算定するのか。

利用者が1月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定することはできないが、1月を通じての入院でない場合は、算定することは可能である。

また、この場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の月額報酬は、日割り計算とはならず、月額報酬がそのまま算定可能である。

●初期加算

問16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が、一旦契約を解除して、再度、解除日の2週間後に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を利用する場合、初期加算は再契約の日から30日間算定することは可能か。

病院等に入院のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の契約を解除した場合で、入院の期間が30日以内のときは、再契約後に初期加算を算定することはできない（「指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）別表1八の注）が、そうでない場合は、初期加算を算定することは可能である。

入所時の取扱い

<参考> 12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2〔I(1)①2〕

●短期入所サービスと訪問サービスの同日利用

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所（退院）した日及び短期入所療養介護のサービス終了日（退所日）において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できないとされているが、これは退所日のみの取扱いで、入所当日の当該入所前に利用する訪問通所サービスは別に算定できるのか。

入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。

ただし、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリを行えることから、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった計画は適正でない。

お問い合わせ先



TEL 03-6630-7488 (平日9:00~18:00)

FAX 03-3340-3099

MAIL info@24h-care.com

お気軽にお問い合わせください